

令和8年度事業計画書

1	本	部	・・・	p	1		
2	新	浅	川	園	・・・	p	3
3	浅	川	園	・・・	p	6	
4	福祉ホーム	さくら	・・・	p	9		
5	青	陽	園	・・・	p	11	
6	在宅福祉	センター	・・・	p	15		
7	第二	青	陽	園	・・・	p	18
8	からまつ	保育園	・・・	p	22		

令和8年度 事業計画

本 部

1 事業

第一種社会福祉事業

- ・ 養護老人ホームの経営「新浅川園」
- ・ 特別養護老人ホームの経営「青陽園・第二青陽園」

第二種社会福祉事業

- ・ 保育所の経営「からまつ保育園」
- ・ 地域子育て支援拠点事業の経営
- ・ 病児保育事業の経営
- ・ 老人デイサービスセンターの経営「青陽園デイケアセンター」
- ・ 老人短期入所事業の経営「青陽園・第二青陽園」
- ・ 老人居宅介護等事業の経営「ヘルパーステーション川口」
- ・ 福祉ホームの経営「福祉ホームさくら」
- ・ 障害福祉サービス事業経営「就労継続支援B型事業浅川園」

公益事業

- ・ 居宅介護支援事業「居宅介護支援事業所川口」
- ・ 青陽園診療所の経営
- ・ 地域包括支援センターの経営「地域包括支援センター川口」
- ・ 介護予防支援事業
- ・ 認知症総合支援事業
- ・ 生活支援体制整備事業
- ・ 介護人材育成研修事業「青陽園」

2 経営方針

- (1) 施設の安心・安全な運営
- (2) 社会・利用者ニーズへの的確な対応
- (3) 事業の安定的・効率的な運営
- (4) 職員の知識・技術の向上と職場の活性化
- (5) 地域及び後援会との連携

3 行動指針

- (1) 各施設の利用者及び家族などの安心・安全を最優先させる意識のもと、災害対策、事故防止対策及び感染症防止対策など様々な行動を遂行する。
- (2) 障害者福祉、高齢者福祉、児童福祉に関する法令通知等に基づき、利用者サービスの維持向上と各事業の安定経営に努める。
- (3) 各施設との密接な連携を図り、また、挨拶など接遇の向上を図り、明るく活気のある職場環境をつくる。
- (4) 職務に関する専門的な知識の取得に努め、また、幅広い知識などを得て、サービスの質の向上、社会的な要請に的確に対応する。
- (5) 地域町会、後援会及び福祉関係機関と連携し、幅広い理解と協力を得ながら事業を推進する。

4 実施内容

(1) 施設の安心・安全な運営

- ① 事業継続計画（BCP）の基本方針に基づく適切な対応
- ② 防災及び自然災害を含めた避難訓練の計画的な実施と地域との連携
- ③ 事故防止対策及び感染症防止対策の強化と徹底、職員並びに業者などによる人為的事故の発生を防止するための安全点検等の徹底
- ④ 事故発生時や感染症発生時の迅速で的確な対応による危機管理の徹底
- ⑤ 丁寧な接遇及び個人情報保護などの徹底

(2) 社会・利用者ニーズへの的確な対応

- ① 利用者個別のニーズに応じたサービス等が適切に実施されているかの把握
- ② 各施設の運営・会計経理・サービスが適切に実施されているかの把握
- ③ 社会福祉の動向・施策等に関する情報の把握

(3) 施設整備等計画

- ① 対山荘跡地は現在老人福祉施設駐車場として利用しているが、今後、社会福祉法人として、社会的ニーズや地域ニーズに沿った新たな福祉事業として、サービス付き高齢者住宅や障がい者向グループホームなどの整備に向けた検討等を行っていく。
- ② 新浅川園は、改築後（浅川園時代含む）17年が経過し、建物の壁の亀裂、空調や給湯等の機械関係の劣化が著しいことから、今後、大規模改修に向けた検討等を行っていく。
- ③ ヘルパーステーション川口の利用者数の減による事業継続の有無に係る検討を行う。

(4) 事業の安定的・効率的な運営

- ① 事業計画及び予算等の審議・決定の理事会並びに評議員会の開催
- ② 内部監査・監事監査の適切な実施
- ③ 各事業所の連携による組織的及び効率的な運営
- ④ 各種事業の目的に即した運営
- ⑤ 適切な予算編成と予算執行に係る精度向上

(5) 職員の知識・技術の向上と職場の活性化

- ① 法人内研修（資格取得研修含む）を計画的に実施し、職員の資質向上を図る。
- ② 個人情報保護等各施設共通研修の共同実施
- ③ 国の教育訓練給付制度（介護支援専門員、介護福祉士及び社会福祉士等）等を活用し、職員の業務上必要な各種資格取得の促進と支援体制の強化
- ④ 人事異動を積極的に実施し、幅の広い人材の育成を図る。
- ⑤ 各施設の事業推進等に際してのより一層の連携強化
- ⑥ 福利厚生の実施

(6) 地域、後援会との連携

- ① 町会長との懇談会の開催（6月12日（金曜日））
- ② 東京玉葉会夏祭り（7月31日（金曜日））
- ③ 東京玉葉会后援会チャリティゴルフコンペ
（4月22日（水曜日）、9月30日（水曜日））
- ④ 地元5町会との合同防災訓練の実施（10月30日（金曜日））
- ⑤ 社会福祉法人東京玉葉会 創立70周年記念式典（11月14日（土曜日））
- ⑥ 後援会との密接な連携
- ⑦ 玉葉会だよりの発行（年3回、5月・9月・1月）
- ⑧ ホームページの随時更改

令和8年度 事業計画

新浅川園

1 事業

養護老人ホーム 定員 50人

(外部サービス利用型特定施設入居者生活介護事業)

2 経営方針

- (1) 施設の安心・安全な運営
- (2) 社会・利用者ニーズへの的確な対応
- (3) 事業の安定的・効率的な運営
- (4) 職員の知識・技術の向上と職場の活性化
- (5) 地域、後援会との連携

3 行動指針

- (1) 利用者の安心・安全を最優先させる意識のもとに、災害対策、事故防止及び感染症防止対策に取り組む。
- (2) 高齢者福祉関係の法令通知等に基づき、施設運営及び利用者サービスの安定向上に努める。
- (3) 挨拶、言葉遣いなどの接遇の向上を図り、明るく活気のある職場環境をつくる。
- (4) 職務に関する専門的な知識の取得に努め、また、幅広い知識などを得て、サービスの向上と社会的な要請への的確な対応を図る。
- (5) 地域町会、後援会及び関係機関と連携し、幅広い理解と協力を得ながら事業を推進する。

4 収支目標

養護老人ホームの年間利用率を95%、外部サービス利用型特定施設入居者生活介護事業の年間利用率を2%とする。

5 実施内容

- (1) 施設の安心・安全な運営
 - ① 事業継続計画（BCP）に基づき、定期的に自然災害を含めた防災訓練を実施し、防災意識の向上を図り、防災設備、避難経路、避難手順等の周知徹底及び消防設備の点検を実施する。
 - ② 本部が実施する地域との防災訓練に参加し、防災への地域連携と防災意識の向上を図る。
 - ③ 感染症対策について、感染予防対策委員会を定期的に開催し、感染症について研修を行い、職員の知識向上、利用者等へ周知徹底を図る。感染症流行時には臨時の感染症対策委員会を開催し、予防及び蔓延防止の対策を講じる。
 - ④ 設備器具及び利用者居室などの安全衛生面での配慮を徹底する。
 - ⑤ 事故防止に努め、利用者の生活面における安全への配慮を徹底する。また、事故防止委員会を定期的に開催し、ヒヤリハット・事故防止報告書を分析し事故防止体制を強化する。
 - ⑥ 個人の尊厳を第一に、丁寧で明るい接遇に努め、プライバシーの保護及び個人情報保護などを徹底する。

- ⑦ 利用者の状態、入所の経過等に配慮しながら、必要に応じて家族及び関係機関と連携を図り、利用者が安心して施設生活をおくれるように支援する。
- ⑧ 虐待防止委員会、身体拘束廃止委員会、接遇・マナー向上委員会を定期的に実施し、利用者本位の支援や尊厳保持及び、安全な施設運営に取り組む。

(2) 社会・利用者ニーズへの的確な対応

- ① 利用者の意向、健康及び日常生活動作などの状態に沿って個別支援計画書を作成し、支援サービスを提供する。
- ② 書道、カラオケ、オカリナ、輪投げ等のクラブ活動や行事等の日中活動は、新型コロナウイルスの感染等の感染状況を確認し、利用者の要望やニーズ等を尊重しながら取り組み、内容の充実と新規の取り組み等を企画する。また、誕生月の利用者に配食サービス（デリバリー）、回転ずし（スシロー）への外出を実施する。
- ③ 利用者が要介護状態になっても、その有する能力に応じ自立した生活ができるように、特定施設サービス計画書を作成し、外部の介護保険事業所と連携してサービスを提供する。
- ④ 利用者と園長との定期的な懇談会を開催し、利用者の意見及び要望等をサービスに反映させる。
- ⑤ 第三者評価機関による第三者評価の実施、施設の第三者委員による利用者個別相談から、利用者サービスに関係するものを、運営に反映させる。
- ⑥ 在宅高齢者の虐待等による緊急一時保護の入所依頼については、速やかな受入れと、利用者に安心して貰えるサービスの提供に努める。
- ⑦ 高齢者福祉の動向・施策等に関する情報を把握し周知する。
- ⑧ 介護予防やレクリエーション等の日中活動を充実させ、ADLの低下予防及びQOLの向上を図る。
- ⑨ 利用者の安心した生活を確保するため、勤務体制の充実を図る。

(3) 事業の安定的・効率的な運営

- ① 今年度の契約入所の受け入れ人数は、欠員の状況を勘案し最大5名程度とし、事業の安定化に努める。
- ② 利用者が退所した場合や退所が予定される場合は、速やかに次の方が利用できるように、実施機関と連絡を図り、待機者の名簿作成や施設見学の受入れなどを行う。
- ③ 特定施設として、要介護及び要支援者への介護サービスを適切かつ効率的に提供する。
- ④ 在宅高齢者の緊急一時保護入所に備え、関係機関との連携をとる。
- ⑤ コンピューター入所者管理システムを活用して、効率的に情報を共有する。
- ⑥ 職種間の連携及び併設施設との連携による運営に努める。
- ⑦ 施設全体として経常収支のバランスを保てる運営に努める。
- ⑧ 新浅川園は、改築後（浅川園時代含む）17年が経過し、建物の壁の亀裂、空調や給湯等の機械関係の劣化が著しく、利用者の生活環境を整えるため、今後、大規模改修に向けた検討等を行っていく。

(4) 職員の知識・技術の向上と職場の活性化

- ① 法人職場内の研修（資格取得研修含む）及びOJTを実施する。
- ② 職務の経験と習熟度、職員の希望等に配慮しながら、関係機関主催の外部研修に職員を参加させる。
- ③ 国の教育訓練給付制度（介護支援専門員、介護福祉士及び社会福祉士等）等を活用し、職員の業務上必要な各種資格の取得に向けた取り組み（職員への周知、勤務への配慮及び資格取得お祝金の支給等）を推進する。

- ④ 施設運営及び利用者サービスの向上及び共通認識を深めるための会議等を実施する。
 - ⑤ 施設間・職種間の協力体制を図りながら法人共通行事に取り組み、組織の活性化と職員の連帯感を構築する。
- (5) 地域、後援会との連携
- ① 地域町会、後援会及び関係機関との連携協力を図る。
 - ② 本部と連携を図り、町会長との懇談会に参加する。
 - ③ 夏祭り等の行事の実施に際しては、法人内の施設、地域及び後援会との連携により実施する。
 - ④ 地域と共同で合同防災訓練を実施する。（10月30日（金曜日））
 - ⑤ 各種ボランティアの再開等、生活の活性化を図る。

令和8年度 事業計画

浅川園

1 事業

就労継続支援B型事業 浅川園

定員 1日当たり 20人

2 経営方針

- (1) 施設の安心・安全な運営
- (2) 社会・利用者ニーズへの的確な対応
- (3) 事業の安定的・効率的な運営
- (4) 職員の知識・技術の向上と職場の活性化
- (5) 地域、後援会との連携

3 行動指針

- (1) 利用者の安心・安全を最優先させる意識のもと、災害対策、事故防止及び感染症防止に取り組む。
- (2) 障害者福祉関係の法令通知等に基づき、施設運営及び利用者サービスの安定向上に努める。
- (3) 挨拶、言葉使いなどの接遇の向上を図り、明るく活気のある職場環境を作る。
- (4) 職務に関する専門的な知識の取得に努め、また、幅広い知識などを得てサービスの向上と社会的な要請への的確な対応を図る。
- (5) 地域町会、後援会及び関係機関と連携し、幅広い理解と協力を得ながら事業を推進する。

4 収支目標

定員20名に対して、年間利用率を80%とする。

5 実施内容

(1) 施設の安心・安全な運営

- ① 事業継続計画（BCP）に基づき、定期的に自然災害を含めた防災訓練を実施し、防災意識の向上を図り、防災設備、避難経路、避難手順等の周知徹底及び消防設備の点検を実施する。
- ② 本部が実施する地域との防災訓練に参加し、防災への地域連携と防災意識の向上を図る。
- ③ 感染症対策について、感染予防対策委員会を定期的に開催し、職員の知識向上、利用者等へ周知徹底を図る。感染症流行時には臨時の感染症対策委員会を開催し、予防及び蔓延防止の対策を講じる。新型コロナウイルス感染症予防策として、通所時の検温とアルコールでの手指消毒、マスクの着用の徹底。隣接している養護老人ホームの放送に合わせて作業棟内の換気の実施。館内・備品類の消毒を行う。
- ④ 事故防止に努め、利用者の生活面における安全への配慮を徹底する。また、事故防止委員会を定期的に開催し、ヒヤリハット・事故防止報告書を分析し事故防止体制を強化する。

- ⑤ 事故発生時や感染症発生時の迅速で的確な対応による危機管理の徹底。
- ⑥ 個人の尊厳を第一に、丁寧で明るい接遇に努め、プライバシーの保護及び個人情報保護などを徹底する。
- ⑦ 虐待防止委員会、接遇・マナー向上委員会を定期的実施し、安全な施設運営に取り組む。
- ⑧ 個別支援計画書・週間計画書に沿った、利用者の状態、利用の経過等に配慮しながら、必要に応じて家族及び関係機関と連携を図り、利用者が安定し継続して通所できるように支援する。

(2) 社会・利用者ニーズへの的確な対応

- ① 利用者の意向、障害、健康及び体力などの状態に沿って個別支援計画書・週間計画書を作成し、就労継続支援のサービスを提供する。
- ② 利用者の適性と能力に沿った作業活動を提供するとともに、工賃向上計画書を作成して工賃の向上を図る。
- ③ 利用者の健康状態及び生活状況に応じて生活相談並びに支援を行う。
- ④ 利用者と園長との定期的な懇談会、日常の支援及びモニタリング等を通じて、利用者の意見・要望等の把握に努め、サービスへ反映させる。
- ⑤ 第三者評価機関による第三者評価の実施、施設の第三者委員による利用者個別相談から、利用者サービスに関係するものを運営に反映させる。
- ⑥ 障害者福祉の動向・施策等に関する情報を把握し周知する。
- ⑦ 日中活動は、利用者の意向や希望を尊重しながら取り組みを行うとともに、内容の充実を図る。
今年度は、各種感染症の動向を見ながら、日帰り旅行および園内レクリエーション活動を計画していく。

(3) 事業の安定的・効率的な運営

- ① 関係機関と連携し、当園に関心のある方への情報提供、施設見学の見学受入れ及び実習の受入れを行う。
今年度は、新規利用者を数名（3名以上）受け入れ、事業の安定化を図る。
- ② 作業内容は、高い工賃を目指し、達成感・満足感などの魅力ある作業を提供し、意欲を持って取り組める体制を構築する。
- ③ 作業提携企業と連携を図り、作業量・工賃の向上を目指す。丁寧、柔軟な作業を提供して関係業者からの信頼を高め、また、法人他施設の協力（施設内清掃）を得て、継続的安定的な作業を確保する。
- ④ コンピューター入所者管理システムを活用して、効率的に情報を共有する。
- ⑤ 職種間の連携及び併設施設との連携による運営に努める。
- ⑥ 事業として経常収支のバランスを保てる運営に努める。

(4) 職員の知識・技術の向上と職場の活性化

- ① 法人職場内の研修（資格取得研修含む）及びOJTを実施する。
- ② 職務の経験と習熟度及び職員の希望等に配慮しながら、関係機関主催の外部研修や資格研修へ職員を参加させる。

- ③ 国の教育訓練給付制度（介護支援専門員、介護福祉士及び社会福祉士等）等を活用し、職員の業務上必要な各種資格の取得に向けた取り組み（職員への周知、勤務への配慮及び資格取得お祝金の支給等）を推進する。
- ④ 施設運営及び利用者サービスの向上及び共通認識を深めるため、会議等を実施する。
- ⑤ 施設間・職種間の協力体制を図りながら法人共通行事に取り組み、組織の活性化と職員間の連帯感を構築する。

(5) 地域、後援会との連携

- ① 地域町会、後援会及び関係機関との連携協力を図る。
- ② 本部と連携を図り、町会長との懇談会に参加する。
- ③ 夏祭り等の行事の実施に際しては、法人内の施設、地域及び後援会との連携により実施する。
- ④ 地域と合同で防災訓練を実施する。（10月30日（金曜日））

令和8年度 事業計画

福祉ホーム さくら

1 事業

身体障害者福祉ホーム さくら

定員 20人

2 経営方針

- (1) 施設の安心・安全な運営
- (2) 社会・利用者ニーズへの的確な対応
- (3) 事業の安定的・効率的な運営
- (4) 職員の知識・技術の向上と職場の活性化
- (5) 地域、後援会との連携

3 行動指針

- (1) 利用者の安心・安全を最優先させる意識のもとに、災害対策、事故防止及び感染症防止に取り組む。
- (2) 障害者福祉関係の法令通知等に基づき、施設運営及び利用者サービスの安定向上に努める。
- (3) 挨拶、言葉使いなどの接遇の向上を図り、明るく活気のある職場環境をつくる。
- (4) 職務に関する専門的な知識の取得に努め、また、幅広い知識などを得て、サービスの向上と社会的な要請への的確な対応を図る。
- (5) 地域町会、後援会及び関係機関と連携し、幅広い理解と協力を得ながら事業を推進する。

4 収支目標

年間利用率を95%とする。

5 実施内容

(1) 施設の安心・安全な運営

- ① 事業継続計画（BCP）に基づき、避難経路と避難場所の周知徹底を行い、自然災害を含めた防災意識の向上を図り消防設備点検を実施する。
- ② 本部が実施する地域との防災訓練に参加して、防災への地域連携と防災意識の向上を図る。
- ③ 感染症対策について、適宜職員及び利用者等に周知徹底する。
新型コロナウイルス感染症予防対策として、掲示物および口頭での対応等の情報周知。玄関先に消毒マット・アルコール手指消毒器の設置。共用部分（廊下）の換気を行う。
- ④ 事故防止に努め、利用者の住環境における安全衛生面への配慮を徹底する。
- ⑤ 個人の尊厳を第一に、丁寧で明るい接遇に努め、プライバシーの保護及び個人情報保護などを徹底する。

- ⑥ 利用者の状態、入所の経過等に配慮しながら、必要に応じて家族及び関係機関と連携を図り、利用者が安定し継続して自立生活をおくれるように支援する。
- ⑦ 病気等の対応については、『利用者対応報告書』等により安全衛生面を、更に個々の『利用者支援日誌』にて安全確認を行っていく。

(2) 社会・利用者ニーズへの的確な対応

- ① 障害の程度や能力に応じて、浅川園への通所や外部の障害者施設へ通所したり、一般企業で働きながら、できる限り自立した生活に取り組んでいる。施設としては、利用者の状態に配慮し、本人の意向を尊重しながら、生活相談に応じ必要な支援をする。
- ② 利用者個々の生活様式及び生活習慣を尊重しながら、安全衛生面で改善が必要な場合は、個別の助言や支援をする。
- ③ 障害、疾病及び栄養管理などの関係から、食事提供を希望される利用者には、食事サービスを提供する。
- ④ 健康で文化的な生活につながるように、関係する情報の提供や助言をする。
- ⑤ 長期居住者の高齢化に伴い、ADLに合った高齢者施設の情報提供及び支援を行う。

(3) 事業の安定的・効率的な運営

- ① 区市町村、リハビリテーション関連施設及び病院等に、当ホームの情報提供行い、施設見学の受入れ等を行いながら、空き室解消に向けた新規入居者（2名以上）の確保し、事業の安定化に努める。
- ② 法人他施設との連携による運営に努める。
- ③ 入居者の家賃等未納事案については、速やかな関係機関等との連携や情報提供を行ない、未納の解消に向けた対応を行い事業収入の安定化を図る。

(4) 職員の知識・技術の向上と職場の活性化

- ① 法人職場内（資格取得研修含む）の研修及びOJTなどを実施する。
- ② 国の教育訓練給付制度（介護支援専門員、介護福祉士及び社会福祉士等）等を活用し、職員の業務上必要な各種資格の取得に向けた取り組み（職員への周知、勤務への配慮及び資格取得お祝金の支給等）を推進する。
- ③ 施設運営及び利用者サービスに関する共通認識を深めるための会議等を実施する。
- ④ 施設間・職種間の協力体制を図りながら法人共通行事に取り組み、組織の活性化と職員の連帯感を構築する。

(5) 地域、後援会との連携

- ① 地域町会、後援会及び関係機関との連携協力を図る。
- ② 本部と連携を図り、町会との懇談会に参加する。
- ③ 夏祭り等の行事の実施に際しては、法人内の施設、地域及び後援会との連携により実施する。
- ④ 地域と合同で防災訓練を実施する。（10月30日（金曜日））

令和8年度 事業計画

青 陽 園

1 事業

- (1) 特別養護老人ホームの経営 青陽園 定員140人
- (2) 老人短期入所事業の経営 青陽園 定員 20人
- (3) 青陽園診療所の経営
- (4) 介護職員初任者研修事業 青陽園

2 経営方針

- (1) 施設の安心・安全な運営
- (2) 社会・利用者ニーズへの的確な対応
- (3) 事業の安定的・効率的な運営
- (4) 職員の知識・技術の向上と職場の活性化
- (5) 地域、後援会との連携

3 行動指針

- (1) 利用者の視点に立ったサービスを行う。
- (2) 利用者の尊厳と個性を重視したサービスを行う。
- (3) 個人情報の保護、虐待防止など法令を遵守する。
- (4) 接遇など明るい職場作りを行う。
- (5) 部門間の連携をとるなど、良好なチーム作りを行う。

4 収支目標

年間入所利用率を97.5%とする。

5 実施内容

(1) 施設の安心・安全な運営

① 新型コロナウイルス感染症等防止対策の徹底

- ・感染症及び食中毒の予防・まん延の防止のための指針に基づき、感染防止委員会を定期開催するとともに、個人防護服の着脱訓練等の研修を実施する。
- ・感染発生時の事業継続計画（BCP）に基づき訓練及び対策マニュアル等の見直しを実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症等の防止対策として、入所前に利用者の健康状態を確認し、必要に応じて抗原検査等を行う。
- ・退院時や通院後の利用者に対し、他の利用者と一定期間接触を最小限にする等の感染防止対策を実施する。

② 社会的な信頼の確保と向上

- ・第三者委員参加のもと、苦情防止解決委員会を開催し、要望等の検討や苦情内容から改善に努める。
- ・個人情報の保護を適切に行うため、研修を実施し、法令、各種規程の遵守の徹底を図る。
- ・第三者評価を受審し、評価結果に基づき必要な改善を行う。

③ 医療体制の維持

- ・利用者、家族から安心感を持たれている常勤医師の配置について、維持・継続に努める。
- ・園内での看取り介護の充実を図るため、医師及び医務課、介護課を中心に、他部署と連携し、利用者及びその家族の意向に添い対応する。
- ・協力医療機関と情報交換等を行い、連携の強化を図る。

④ 防犯・防災体制の整備・見直し

- ・事業継続計画（BCP）に沿って施設内で訓練を実施する。また計画の見直しを行うとともに備蓄品の充実を図る。
- ・防火管理委員会を計画的に開催し、組織的な防災体制の充実を図る。
- ・防災訓練及び防犯訓練を実施する。

⑤ 事故の防止

- ・事故発生防止のための指針に基づき、事故防止委員会を定期開催し、事故防止体制の強化に努める。
- ・ヒヤリハット報告から、事故防止につなげるとともに、事故防止対策を職員へ周知徹底する。
- ・園内研修を実施し、職員の知識向上により事故防止につなげる。

⑥ 虐待の防止及び早期発見・拘束ゼロの徹底

- ・虐待防止のための指針に基づき、尊厳保持 虐待防止委員会において、現状把握及び防止対策の評価並びに職員研修を実施し、尊厳保持・虐待防止を徹底する。
- ・身体拘束等適正化のための指針に沿った行動に努め、身体的拘束等廃止委員会において、現状把握に努めるとともに、職員研修を実施し、職員の知識を向上させ、身体拘束ゼロを継続する。

⑦ 建物・設備の維持管理

- ・給排水設備及び空調設備等の更新及び修繕を実施する。
- ・厨房設備の更新を検討する。
- ・建物及び防災設備等の定期点検を実施する。

(2) 社会・利用者ニーズへの的確な対応

① 個別サービス計画の組織的な見直しの実施

- ・サービス計画を定期的に見直し、利用者・家族の要望を組織的かつ的確に把握しサービス計画に反映させる。
- ・利用者ごとの介護手順を基にサービスを提供する。
- ・個別の機能訓練計画及び栄養計画を定期的の評価し、その後の計画に反映させる。

② 利用者・家族の意見、要望の把握

- ・利用者・家族の意向を反映したサービス計画書を作成し、十分な説明を行い、サービスを実施する。
- ・管理職等は園内を巡回し、利用者意見等の把握に務める。
- ・家族懇談会を開催し、家族等の意見や要望等の把握に努める。
- ・第三者評価受審時の利用者への聞き取り調査により、意見及び要望を把握する。

③ サービス計画に基づくサービスの実施

- ・食事、排泄、入浴等の個別サービスについて質の向上を図る。
- ・医療、健康管理、機能訓練サービスについて質の向上を図る。
- ・歯科医師等と連携し、個人の嚥下状態を把握し、適切な食形態で提供する。
- ・季節感を取り入れた行事食や、利用者が食事内容を選択できる機会を設ける等きめ細かな、快適な食事サービスを実施する。
- ・褥瘡の予防及び対策の指針に沿って、発生予防及び改善のための管理を実施する。

④ 各種行事等の実施

- ・行事及びグループ活動は、感染発生状況等の実情を踏まえ実施する。
- ・利用者の要望等をもとに、グループ活動等を実施する。

(3) 事業の安定的・効率的な運営

① 経営感覚の向上

- ・幹部会で月々の稼働率及び予算の執行状況の評価を行い、経営の充実に努める。
- ・居宅介護支援事業所、病院等への訪問や情報発信により、利用者の紹介を受け安定した稼働率を確保する。
- ・青陽園診療所の新規患者獲得について検討を行う。

② 職員の確保・定着

- ・役職員のリーダーシップやマネジメント力を研修等により向上させ、部下との信頼関係を強化する。
- ・外国人の採用を検討する。
- ・介護職員初任者研修事業は、受講希望者を確保できるよう検討を行い、実施に努める。

(4) 職員の知識・技術の向上と職場の活性化

① 職員の知識・技術の向上

- ・マニュアル、手順書の周知・徹底を図る。
- ・オンライン研修を継続し、職員が受講しやすい環境を維持する。
- ・外部研修を有効活用する。

② 職場の活性化

- ・年休取得を推進するとともに、安全衛生委員会を中心に労働安全衛生を推進し、働きやすい職場環境づくりを実施する。
- ・職員に業務において、成果による満足度を高められるよう、成長機会を提供する。
- ・産業医への相談機会を設ける等、メンタルヘルス対策を実施する。
- ・福祉用具の導入等により、抱える介護を減らし、腰痛等介護職員の負担軽減を図る。

③ 業務の簡素化、効率化

- ・業務内容の点検を行い、デジタル化等により、業務の簡素化及び効率化を図る。
- ・生産性向上委員会を中心に、通信機器や福祉用具の導入等により、業務の簡素化及び効率化を進める。

④ 各種資格の取得

- ・国の教育訓練給付制度(介護支援専門員、介護福祉士及び社会福祉士等)等を活用し、職員の業務上必要な各種資格の取得に向けた取り組み(職員への周知、勤務への配慮及び資格取得お祝金の支給等)を実施する。

(5) 地域、後援会との連携

① 地域等連携事業の推進

- ・本部と連携をして、町会長との懇談会(6月12日(金曜日))、地域との合同防災訓練(10月30日(金曜日))に取り組む。
- ・本部、後援会、各園やボランティアと連携し、夏祭り(7月31日(金曜日))敬老の集い(9月19日(土曜日))などの行事に取り組む。
- ・第二青陽園及び地域包括支援センター川口と連携し、「認知症カフェ・さくら」「介護予防体操教室」等を開催する。
- ・ホームページの更新等により情報の提供に努める。

② ボランティアの受入れ

- ・感染対策を継続しながら、ボランティアの受け入れを行う。

③ 高齢者関係機関等との連携

- ・東京都、八王子市との情報交換等を積極的に行う。
- ・東京都社会福祉協議会、八王子市社会福祉協議会等との連携を図る。
- ・東社協高齢者施設福祉部会、八王子施設長会に参加し、他施設との情報交換を行う

令和8年度 事業計画

在宅福祉センター

1 事業

- | | |
|---------------------|--------------------|
| (1) 老人デイサービスセンターの経営 | 青陽園デイケアセンター（定員30人） |
| (2) 老人居宅介護等事業の経営 | ヘルパーステーション川口 |
| (3) 居宅介護支援事業 | 居宅介護支援事業所川口 |
| (4) 地域包括支援センターの経営 | 地域包括支援センター川口 |

2 経営方針

- (1) 施設の安心・安全な運営
- (2) 社会・利用者ニーズへの的確な対応
- (3) 事業の安定的・効率的な運営
- (4) 職員の知識・技術の向上と職場の活性化
- (5) 地域、後援会との連携

3 行動指針

- (1) 利用者の視点に立ったサービスを行う。
- (2) 利用者の尊厳と個性を重視したサービスを行う。
- (3) 個人情報の保護、虐待防止など法令を遵守する。
- (4) 接遇など明るい職場作りをする。
- (5) 部門間の連携をとるなど、良好なチーム作りをする。

4 収支目標

デイサービスは、1日の利用者数25人、定員30人の83.3%を目標とする。
老人居宅介護等事業（訪問介護）は、月平均利用者数22人を目標とする。
居宅介護支援事業は、介護支援専門員1人当りプラン月平均40人を目標とする。
地域包括支援センターは、予防プラン月平均290人を目標とする。

5 実施内容

(1) 施設の安心・安全な運営

- ① 利用者・家族の個人情報の保護を徹底し、介護保険、その他の法令を遵守し、適切なサービスの提供を行う。
- ② デイサービス利用者送迎や利用者宅訪問においては、天候や交通状況に注意して丁寧・安全な運転に努める。また、安全運転に関する研修を実施し、安全運転・交通事故防止の徹底を図る。
- ③ ヒヤリハット報告や事故対策の周知等により事故防止に努める。
- ④ 虐待防止、身体的拘束等適性化の委員会を開催し、職員周知を図り、利用者の尊厳保持に努めるとともに、関係する教育研修を行う。

- ⑤ 防災訓練や消防設備点検を行うとともに、台風・地震などに備えた防災体制をとって、安心・安全なサービス提供に資するように努める。
- ⑥ 地域包括支援センター川口は、八王子市川口事務所建物の一部を使用している関係から、川口事務所と連携して設備点検や防災活動に取り組む。
- ⑦ 感染症防止対策として、マスク着用、手洗い、手指消毒等の実施、関係情報の周知等により感染防止に取り組む。

(2) 社会・利用者ニーズへの的確な対応

- ① 利用者・家族の要望・意見は、訪問時に相談員・ケアマネジャー等と連携して把握に努める。また、利用者・家族に納得が得られるようにサービス内容等について分かりやすい説明に努めるとともに、速やかな対応を図る。
- ② 相談・見学・体験等については丁寧な対応を行い、サービスの利用に繋がるように努める。
- ③ 苦情が寄せられた場合は、その苦情者の立場に立ち真摯に受け止め、適切な対応を行い、必要な改善を図る。
- ④ 家族介護者の介護負担軽減に寄与できるようにサービス提供に努める。
- ⑤ 行事や予定、利用者状況などの情報を適宜提供して、利用者・家族・関係事業所との信頼関係の向上に努める。
- ⑥ 地域包括支援センター川口は、高齢者の総合相談窓口として、地域住民からの相談に丁寧に対応する。

(3) 事業の安定的・効率的な運営

- ① 青陽園デイケアセンターは、特長である入浴設備を利用して、入浴サービスを満足して貰えるように努めるとともに、関係する研修を実施する。
また、「敬老の集い」を9月19日(土)と21日(月)に実施する。
- ② ヘルパーステーション川口は、利用者の在宅生活の安定継続に資するように訪問サービスの提供に努める。
- ③ 居宅介護支援事業所川口は、利用者と家族の意向を踏まえて、在宅生活を快適に営めるように計画書の作成に努め、サービス提供事業者との連絡調整を行う。
- ④ 地域包括支援センター川口は、地域包括ケアシステム構築を目標に圏域の「地域住民・医療・介護・福祉」との連携体制の充実を図る。また、「生活支援体制整備及び認知症地域支援事業」は、地域高齢者の生活を支える体制作りに取り組む。
- ⑤ 在宅事業所が連携して、事業の安定的・効率的な運営に努める。青陽園デイケアセンターは、各居宅介護支援事業所及び地域包括支援センターとの信頼強化を図る。居宅介護支援事業所川口は、医療と介護の連携強化を図る。ヘルパーステーション川口は、利用者に安心して貰えるようにサービスの提供に努める。
- ⑥ 月々の稼働率等を分析し、幹部会で評価して、経営の安定・向上に努める。
- ⑦ ヘルパーステーション川口は、訪問ヘルパーの高齢退職や働き手不足などにより業績低迷が続いている関係から、事業の休止又は廃止に取り組む。

(4) 職員の知識・技術の向上と職場の活性化

- ① 各事業所での OJT や研修、外部の研修や資格取得研修などにより、職員の知識・技術の向上に努めるとともに、人材育成と職員の定着化を推進する。
- ② 国の教育訓練給付金制度（介護支援専門員、介護福祉士及び社会福祉士）等を活用し、職員の業務上必要な各種資格の取得に向けた取り組み（職員への周知、勤務への配慮及び資格取得お祝金の支給）を推進する。
- ③ 法人行事や青陽園行事などへの取り組みを通じて、職員の連帯感の向上に努める。

(5) 地域、後援会との連携

- ① 本部と連携して、地元 5 町会会長との懇談会（6 月 1 2 日（金曜日））、地元 5 町会との合同防災訓練（1 0 月 3 0 日（金曜日））に取り組む。
- ② 本部、後援会、各園と連携して、夏祭り（7 月 3 1 日（金曜日））、敬老の集い（9 月 1 9 日（土曜日））、法人創立 7 0 周年記念式典（1 1 月 1 4 日（土曜日））などの行事に取り組む。
- ③ 青陽園及び第二青陽園に連携して、「認知症カフェ・さくら」「介護予防健康体操教室」の開催に取り組む。
- ④ 地域包括支援センター川口は、やまゆり館祭りや上川センター祭りなどの地域行事への参加、町会自治会やシニアクラブなどへの福祉講座の実施などを通じて、地域住民の介護予防や相談窓口となるように取り組む。

令和8年度 事業計画

第二青陽園

1 事業

- (1) 特別養護老人ホームの経営 第二青陽園 定員90人
- (2) 老人短期入所事業の経営 第二青陽園 定員10人

2 経営方針

- (1) 施設の安心・安全な運営
- (2) 社会・利用者ニーズへの的確な対応
- (3) 事業の安定的・効率的な運営
- (4) 職員の知識・技術の向上と職場の活性化
- (5) 地域、後援会との連携

3 行動指針

- (1) 利用者の視点に立ったサービスを行う。
- (2) 利用者の尊厳と個性を重視したサービスを行う。
- (3) 個人情報の保護、虐待防止など法令を遵守する。
- (4) 接遇など明るい職場づくりを行う。
- (5) 部門間と連携をとり、良好なユニットづくりを行う。

4 収支目標

年間入居利用率を97.5%とする。

5 実施内容

(1) 施設の安心・安全な運営

① 新型コロナウイルス感染症等の防止対策の徹底

- ・「感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針」に基づき、感染防止委員会を定期開催するとともに、初動対応や個人防護服着用等の訓練、感染症予防に関する研修を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症等の防止対策として、入居前のご入居者の健康状態を確認し、必要に応じて抗原検査等を行う。
- ・感染症発生時の事業継続計画書（BCP）に基づき、訓練および対策マニュアル等の見直しを実施する。
- ・退院・通院後のご入居者に対し、他のご入居者と一定期間接触を最小限にするなど感染防止対策を実施する。

② 社会的な信頼の確保と向上

- ・第三者委員参加のもと、苦情防止解決委員会を開催し、要望等の検討や苦情内容らの改善に努める。
- ・個人情報の保護を適切に行うために、法令、各種規程の遵守の徹底を図るため、研修等を実施する。
- ・第三者評価を受審し評価結果に基づき必要な改善を行う。
- ・ご入居者の活動の様子をホームページに掲載してご家族に伝える。

③ 医療体制の維持

- ・内科、歯科、精神科、泌尿器科、皮膚科医師の定期診察により健康管理を行う。
- ・看取り期や急変時の対応として、夜間を含めた医師と看護職員のオンコール体制、多職種間の連携を図り、ご入居者及びそのご家族の意向を確認し対応する。
- ・協力医療機関と情報交換を行い、医療連携の強化を図る。

④ 防災体制・防犯体制の整備、見直し

- ・自然災害発生時における業務継続計画書（BCP）に沿って訓練等を実施する。また計画の見直しを行うとともに備蓄品の充実を図る。
- ・防火管理委員会を計画的に開催し、組織的な防災体制の充実を図る。
- ・防災訓練及び防犯訓練の実施、消防設備の定期点検を実施する。

⑤ 事故の防止

- ・「事故発生防止のための指針」に基づき、事故防止委員会を定期開催し、事故防止体制の強化に努める。
- ・事故報告書等の分析結果に基づいて立てられた事故防止対策を職員に周知し、再発防止に努める。
- ・事故防止関係の研修を実施し、事故発生時の対応や事故防止につなげる。

⑥ 虐待の防止及び早期発見・拘束ゼロの徹底

- ・「虐待防止のための指針」に基づき、虐待防止委員会を定期開催し、日常ケアを点検して適切ケアに取り組み、虐待防止に関係する研修を定期的実施し、職員の知識の向上、尊厳保持、認知症について理解を深め、虐待防止を徹底する。
- ・「身体的拘束等適正化のための指針」に沿った行動に努め、身体拘束防止委員会を定期開催し、尊厳保持、身体拘束排除に関係する研修を定期的実施し、職員の知識を向上させ、身体拘束ゼロを継続する。

⑦ 建物、設備の維持管理

- ・安全衛生委員会や日常業務を通じて、設備等の不具合について適宜確認し周知するとともに、建物・設備の点検を実施し、必要に応じて修繕を実施する。
- ・安全衛生委員会による、職場の4S（整理、整頓、清掃、清潔）活動を実施する。

（2）社会・利用者ニーズへの的確な対応

① サービス計画にご入居者ご家族の意向を反映する。

- ・ご入居者ご家族等にケアプラン会議に出席して頂くか、又は電話や書面にて家族と連絡をとり、ご入居者ご家族等の意向を反映したサービス計画書を作成する。

② 入居者・家族等の意見、要望の把握

- ・ご家族との連絡、日常ケアでのご入居者との会話や状態把握等を通じて、ご入居者ご家族等の要望の把握に努め信頼関係の向上を図る。
- ・家族懇談会を開催し、ご家族等の意見や要望等の把握に努める。
- ・第三者評価の利用者アンケート調査をもとに意見や要望の把握をする。

③ サービス計画に基づくサービスの実施

- ・個別の24時間シートに基づき、食事、入浴、排せつ等のサポートが必要なケアの実施と評価を行い、PDCAサイクルに沿ってケアマネジメントを行う。
- ・歯科医師等と連携し、個人の嚥下状態を把握し、適切な食事内容で提供する。
- ・医療ケア、栄養ケア、口腔ケア、個別機能訓練等の個別サービス計画に沿って個別サービスの質の向上を図り、定期的に評価を行い、その後の計画に反映させる。

- ・選択食や季節感のある行事食等により、楽しみのある食事サービスを提供する。
- ・ユニットケアの理念に基づき、在宅に近い居住環境で、ご入居者一人ひとりの個性や生活リズムに沿った個別ケアに努める。

④ 余暇活動や行事の実施

- ・感染症対策を講じてクラブ活動や季節行事等を実施する。
- ・ご入居者の要望に沿いながら、誕生会やユニット活動等を実施する。
- ・感染対策を行い、パブリックスペースを活用して、ユニット間やご入居者同士の交流を図り、ご家族参加型のイベントの企画をする。

(3) 事業の安定的・効率的な運営

① 経営感覚の向上

- ・幹部会にて収支目標に対する進捗状況や経営状況を確認し職員周知を行う。
- ・居宅介護支援事業所、病院等への訪問や情報発信を行い、入居者の紹介を受け安定した稼働率を確保する。
- ・研修・体制整備による継続的な加算維持、取得可能な加算を検討する。
- ・節電や節水等により経費の節約に努める。

② 業務の簡素化・効率化

- ・入居者管理システムや施設内のネットワークを活用して、業務の効率化と簡素化に取り組む。
- ・業務の効率化、生産性向上に向け、必要とされる ICT 化を検討していく。

③ 入居を計画的に安全に進める。

- ・居宅介護支援事業所、老人保健施設や病院などにアプローチを行いながら、入居前後の健康状態の確認を行い、入居を計画的に安全に進める。

(4) 職員の知識・技術の向上と職場の活性化

① 知識・技術の向上

- ・職員全体の専門性の向上を図るため、研修に積極的に参加できるよう環境を整える。
- ・動画研修、外部研修を活用し、職員一人ひとりの意向や職責等に基づき、キャリアパスを見据えた、個人別の育成（研修）計画に取り組む。

② 各種資格の取得

- ・国の教育訓練給付制度（介護支援専門員、介護福祉士及び社会福祉士等）等を活用し、職員の業務上必要な各種資格の取得に向けた取り組み（職員への周知、勤務への配慮及び資格取得お祝金の支給等）を実施する。

③ 介護サービスにおける生産性の向上と職場の活性化

- ・「介護の価値を高める」ことを目的とし、人材育成、チームケアの向上、情報共有の効率化により、介護サービスの質の向上と人材定着・確保に取り組む。
- ・介護生産性向上委員会を定期開催し、介護サービス事業における生産性向上に資するガイドラインに沿って、委員会活動を推進する。
- ・職員の確保と定着を図るために、教育制度の実施とサポート体制を整え、幅広い年代の職員が、やりがいを感じ働きやすい職場づくりに努める。
- ・福祉用具等の導入により、ノーリフトケアの推進、介護職員の負担軽減を図る。
- ・介護 DX（デジタルトランスフォーメーション）について、職員の専門性の向上を図るため、介護デジタル技術等の知識を学び導入を検討する。

(5) 地域、後援会との連携

① 地域等連携事業の推進

- ・本部と連携して、町会長との懇談会（6月12日（木曜日））、地域町会との合同防災訓練（10月30（金曜日））に取り組む。
- ・本部、後援会、各園やボランティアと連携して、夏祭り（7月31日（金曜日））、敬老の集い（9月19日（土曜日））、などの行事に取り組む。
- ・青陽園及び地域包括支援センター川口と連携して感染症等の感染対策を継続し「認知症 カフェ・さくら」「介護予防健康体操教室」等を実施する。

② ボランティアの受入

- ・感染対策を継続しながら、ボランティアの受け入れを行う。

③ 高齢者関係機関との連携

- ・東京都、八王子市との情報交換等を積極的に行う。
- ・東京都社会福祉協議会、八王子市社会福祉協議会等との連携を図る。
- ・八王子施設長会に参加し、他施設との情報交換などを行う。

令和8年度 事業計画

からまつ保育園

1 事業

(1) 保育所の経営 からまつ保育園

定員 130名

年齢内訳 0歳児 12名、 1歳児 18名、 2歳児 25名
3歳児 25名、 4, 5歳児 50名

2 経営方針

- (1) 施設の安心・安全な運営
- (2) 社会・利用者ニーズへの的確な対応
- (3) 事業の安定的・効率的な運営
- (4) 職員の知識・技術の向上と職場の活性化
- (5) 地域・後援会との連携

3 行動指針

- (1) 園児・保護者などの安心・安全を最優先させる意識のもと、災害対策、事故防止、感染症防止対策など様々な行動をする。
- (2) 児童福祉に関する各種法令・保育所保育指針・通知等に基づき、利用者サービスの維持向上と事業の安定的な経営に努める。
- (3) 挨拶をはじめとする接遇の向上を図り、明るく活気のある職場環境を作る。
- (4) 職務に関する専門的な知識の取得に積極的に努め、また、幅広い知識を得て、サービスの向上や社会的な要請に対する的確に対応する。
- (5) 地域の福祉関係機関・団体と連携し、地域の人たちとの積極的な交流、後援会活動と連携を図るなどして、幅広い理解と協力を得ながら事業を進める。

4 収支目標

からまつ保育園 入所率 平均100パーセントとする。
全体の経営収支は健全経営を行う。

5 実施内容

(1) 施設の安心・安全な運営

①社会的な信頼の確保と向上

- ・各種法令や規程に基づいて、個人情報等適正な管理運営を行い、職員には守秘義務の徹底と強化を図る。
- ・国が定める児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を踏まえ、八王子市が条例で定める運営基準を遵守する。
- ・利用者ニーズを把握するため第三者評価を受審、また、園でのアンケート等を実施し、サービスの質の向上に努める。
- ・保育所保育指針の内容を理解し、質の高い保育の実践に努める。

②防災体制の強化と備え

- ・災害の発生に備え安全計画を基本に日々の安全点検を強化すると共に職員全員が意識を高める。また、物品等の整備を行い、災害時の業務継続計画(BCP)に対する研修を実施し、職員間で理解し行動できるように努める。
- ・防火管理委員会を計画的に開催し、組織的な防災の充実を図り防災力をつける。
- ・防災特に水害に対する日常の予防や対応の知識を学ぶ。

③事故、感染症等の防止

- ・リスクマネジメント委員会を中心に事故、感染症への知識を高め、職員間での共有に努める。また、保育中特に園外保育等、様々なリスクの認識とその対応について理解する。また、事故防止(プール、食事、人数確認等)及び安全対策に努める。
- ・職員がリスクマネジメントへの理解をし、「是正処置報告書」「予防処置報告書」を活用し、特に事故予防に対しする意識を高め、分析を行う中で事故を未然に防ぐよう努める。
- ・感染症予防を継続し、「八王子市 幼児教育・保育施設における子どもの安全・安心マニュアル」との関連を確認しながら予防を図る。
- ・防犯訓練を定期的実施し、その動きについて共有を図る。

④建物・設備の維持管理

- ・改築10年を迎えるにあたり建物・設備の点検を実施し、必要に応じて修繕を行い維持管理に努める。また、定期的な点検等も実施する。

(2) 社会・利用者ニーズへの的確な対応

①自治体関係機関との連携を図り情報を得て、対応を図る。

②保育サービスの向上を図る。

- ・子どもの発達を捉え、保育・保健・栄養・子育て支援等の研修に参加し個々の知識を向上させる。
- ・保育・保健・栄養の計画及び評価についての見直しを行い、質の向上に努める。
- ・子どもの健康及び安全に留意し、基礎体力の向上及び健康支援に努める。
- ・施設内外の環境を常に適切な状態に保持し、衛生管理を強化し、清潔を保つように努める。
- ・子ども及び職員にとっての保健的環境や衛生管理の知識向上に努める。
- ・感染症対策委員会を定期的開催し、委員が中心となり、感染症及び食中毒の予防等についての知識の向上並びに園内の感染予防に努め手順書の見直しや備品の整備を行う。
- ・年間予定表に沿った各種行事について、安全を第一に考え実施していく。

③子育て支援を充実する。

- ・保育園児の保護者や地域の子育て家庭に向け、保育所の持つ特性を活用し、子育て支援を行う。
- ・子育て等に関する相談や助言を行う専門性を充実させるため、園内研修、勉強会を実施し知識の向上に努める。
- ・子育て支援に関する機関や団体等との連携及び協力を図る。
- ・不適切な養育等の疑いや虐待の疑いがある場合は、子ども家庭支援センター又は、児童相談所に通告するなどして連携を図る。

(3) 事業の安定的・効率的な運営

①職員の確保・定着に努める。

- ・保育士養成校等との連携を強め人材の確保しやすい関係を更に強化する。また、システム等を取り入れながら求人に対する方法についての現状を把握し採用につなげる。
- ・人事考課面接等における、考課者に対しての勉強会を実施し、リーダーとしての質を高める。
- ・業務におけるのやりがい、職場におけるの満足感がもてる様業務内容の見直しを図る。
- ・業務の効率化を図るためスリム化を図り、ICTシステムの活用を増加させる。
- ・年次有給休暇の取得しやすい環境を整備し推奨する。

②安定した経営基盤を作る

- ・入所率の目標達成に努め、安定的な収入を得る。
- ・事業計画と予算との関連を図り、事業の安定に努める。
- ・事業及び予算執行の評価を都度行い、安定的・効率的な運営に努める。
- ・園全体で経費の削減を意識し、その行動に努める。

(4) 職員の知識・技術の向上と職場の活性化

①職員資質向上に努める。

- ・職員全体の専門性の向上を図るため、キャリアアップ研修等に積極的に参加出来るよう環境を整え、仕事に対するやりがいや自信が持てるよう努める。
- ・保育所保育指針を理解しそれに沿った保育計画の立案・実践・評価・改善を行い、保育の向上に努める。
- ・全職員が仕事への意欲向上がもてる様、心身共に健康でメリハリを持ち、職務に取り組み、職員間で情報の共有が図れるよう話し合いができる環境をつくる。
- ・マニュアルの周知徹底を図り、見直しや再整備を行い安全の確保をする。
- ・職員が子どもの人権を守り、職員による不適切な保育防止について意識を高めるための取り組みを継続する。
- ・組織として、役割に沿った業務内容を整理し一人ひとりが自覚と責任を持ち行動するように努める。また、リーダーは部下の育成に努め、個々が経験を積む中で自信を持ち、丁寧に質のよい保育を行うよう園全体で取り組む。
- ・職員が持つ「上級救命技能」の更新及びその他救命講習の受講をし、その技術を得る。

(5) 地域・後援会との連携

①「子育てひろば事業連携型」の運営に努める。

- ・在宅子育て家庭に対し、ホームページを活用し保育園としての観点から子育てや保育園に関する情報を発信する。
- ・年間計画表に沿った活動を実施し、子育て家庭の支援を充実させる。

②「病後児保育室」の運営に努める。

- ・病気回復期の児童（0歳児～小学3年生）が早く回復することができるように努める。

③「赤ちゃんふらっと事業」の運営に努める。

- ・地域の在宅子育て家庭が不安を持たずに外出できる設備環境作りに努め、併せて衛生管理を強化する。

- ④子ども家庭支援ネットワークとの連携を図る。
 - ・育児困難家庭、虐待等の家庭を支援するため関係機関との連携を図る。
- ⑤実習生の受け入れを行う。
 - ・実習連携校からの受け入れを行い、次世代の保育士を育成するための指導を図る。
- ⑥保幼小との連携に努める。
 - ・地域小学校、学童保育所との会議に参加し小学校及び地域の情報を収集し、保育園から小学校・学童保育所へ連続的な連携が持てるように努める。
- ⑦子育て拠点としての機能に取り組む。
 - ・保育園機能がもつ専門性を地域に還元する。
- ⑧地域及び後援会と連携した行事の実施
 - ・後援会と密接な連携を図る。
 - ・町会長との懇談会に参加する。(6月12日(金))
 - ・感染症の状況を検討しながら、法人内施設内のお年寄り、学童保育所、近隣小学校との交流を図る。
 - ・夏祭りの行事に取り組む。(7月31日(金))
 - ・地元5町会との合同で防災訓練を実施する。(10月30日(金))